

## 2022年第1回定例会 市長の基本的施策に対する代表質問

### ①外環道問題

まず、外環道トンネル工事についてです。2月28日、東京地裁は、東名ジャンクションから井の頭通りまでの9kmの区間の工事差し止めを命じる決定をしました。これは、地元住民の大きな不安を司法が汲み取り、公益性よりも重視した結果だと考えますが、まず被害地の首長としての今回の決定に対する見解をお聞かせください。

昨年、調布・生活者ネットワークが約4000戸を対象におこなったアンケート調査では、若葉町や入間町など、説明会のチラシ1枚配布されていない地域からも多くの不安や被害を訴える声が寄せられました。沈下が進んでいるために事業者が補修してもまた入る亀裂、明らかに以前よりも強く感じる振動、地震のたびに襲われる恐怖。親しくしていた人が引っ越してしまった。食器やシャッターが音を立てるほどの振動に数週間さらされ、健康を害した。急に家の前の道路がくぼみ、地表面が数センチ沈下した。毎日が不安だ。事業者が行ったことは、地域壊しであり、住民は人生を破壊されました。どれほど公共性が高い国家事業でも、命や人権より優先させることは許されません。市長は被害住民に寄り添うと言うのであれば、事業者の社長が謝罪に訪れた際には、住民への直接の謝罪を求めるべきでしたし、今後は主体的な対応の一つとして、まず被害状況の実態調査を行うよう求めます。

現在、事業者はトンネル直上16mx220mを工事の影響範囲として地盤補修を予定していますが、家屋被害にはさらに広範囲で対応しています。事業者は直上以外には地盤変状はないと主張していますが、住民の実感とは乖離おり、東京地裁の工事差し止め決定において、地盤の緩みや空洞、陥没の危険性があると訴えが認められた債権者は、トンネル直上の方ではありません。被害の拡大を体感しながら住み続けなければならない方々にとって、今後の地盤補修工事や解体工事の影響は悪夢です。工事や解体作業と被害状況の因果関係を特定するには、工事中のモニタリングだけでなく、まず基準値の把握が必要ですが、市は市道の地表面の基準値や、実篤が愛した豊かな地下水の本来の状態、住民が体感する振動状況を把握しているのですか。被害住民と市道の確実な安全確保につながる要請を事業者に対して行い、被害へのまっとうな補償を得るために、今からでも地表面や地下水、振動などの現状調査を行うよう求めます。事業者任せの姿勢を正し、被害地域の安全確保に必要な具体的対策に主体的に取り組むことを求めますが、見解をお答えください。

## ②まちづくりの基本理念（特に個の尊重）について

次に、まちづくりの基本理念の一つである「個の尊重」に対する認識と、LGBTQ、性的マイノリティ支援への見解を伺います。個の尊重は、憲法の柱である13条にも謳われ、SDGs やオリンピック憲章にも共通するもので、あらゆる理念の核となるものです。しかし、ここ調布市においても人権侵害に苦しむ多くの人々が社会の変革を待ち望んでいます。中でもLGBTQへの理解や支援の遅れについては、平成30年市議会定例会で同性パートナーシップの承認制度創設に向けた協議開始を求める陳情が全会一致で採択されたにもかかわらず、いまだに所管部署も確定されておらず、市内の当事者の方々はいないことにされていると大きく落胆しています。性自認や性的指向の面においても私たちは多様であることを理解し、一人一人が自分らしく幸せに生きられるまちづくりを進めるために、また東京2020大会のレガシーとしても、性的マイノリティに寄り添った取組みに着手することを求めます。見解をお答えください。

## ③男女共同参画

次に男女共同参画についてです。民主的な市政運営を実現するには、あらゆる施策をジェンダー平等の視点でチェックし意思決定する組織体制が不可欠です。同数の男女が意思決定に関わらなければ民主主義とは言えないというパリティという考え方があります。性的マイノリティも含めて考慮すると、意思決定に関わる職員には男女それぞれ40～45%ずつが占めることが望ましいと考えます。調布市は、意思決定に関わる課長職以上の女性職員の割合は目標値20%のところ15.7%であり、各審議会や委員会の女性割合40%の目標未達成の主たる要因の一つともなっています。

組織全体では、正規職員と同等数いる会計年度任用職員は女性が圧倒的多数を占めており、総体としては女性職員が男性職員のおよそ2倍います。このような歪な男女構成の下で、ジェンダー平等の視点を十分に生かした民主的な施策展開が期待できるでしょうか。

一度は女性副市長登用を公約に掲げた長友市長ですが、現在の職員の不均衡な男女比率が市政運営に及ぼす弊害に対してどのような課題認識をもち、任期の残り数か月、どのような改善に取り組むのでしょうか。

## ④市民の参加と協働

次に基本構想「市民が主役のまちづくり」について伺います。市長は前回の

市長選の際、「市民党」と名乗っておられました。しかし今回の基本的施策では、「多様な主体との連携・協働」が強調され、市民の参画や協働に対するビジョンは語られておりません。昨年市は、調布駅前広場の整備に関心を寄せる市民団体が企画したイベントに対し、「市政に関することであり政治的である」という不条理な理由で市報掲載を拒否しました。これは、公平性を担保する行政の基本姿勢を見失い、異なる意見を排除する行為であり、市民が主役のまちづくりの意義を全く理解してないことを示す非常に由々しき事態だと考えます。これが目指してきた「市民が主役のまちづくり」の姿なのでしょうか。

市民自治を育み、市民と行政が信頼関係のもと協働してまちづくりを進めるには、課題も含めた情報の共有は欠かせません。また異なる意見に耳を傾けながら民主的に合意形成を図るワークショップは、多様な市民が暮らす調布市の市政運営には有効な市民参画手法だと考えます。市の提案を出発点とする説明会や意見交換会とは性質も効果も異なるものとして、市民参加・協働実践状況報告書では別建ての評価項目として扱うべき手法です。そして公共施設マネジメント計画策定やグリーンホール整備などにもっと積極的に取り入れたり、デジタル推進協議会にも市民代表の委員を入れたりするなど、市民の知恵を生かした市民が主役となる市政運営を求めます。これまでの取組みへの総括と今後の展望をお答えください。

## ⑤公文書管理

続いて公文書管理について伺います。市は、公正で透明な行政の推進、市民の行政参加、信頼関係の増進を目的に情報公開を市民の権利として担保するため、情報公開条例を定めています。しかし、この権利を保障するには、前提として公開すべき市政情報の管理、つまり公文書の公正な管理が必要です。

市長は就任される時に、「情報は市民のもの」と表明されたものの、長友市政20年を経過した今も、公文書の適正管理を担保する条例が制定されていません。利用が高まる電子メールについては、システム更新を一度も行わず、サーバーの容量不足を放置し、メール内の市政情報管理にはガイドラインも定めず、職員が恣意的に運用できる状況を放置してきました。つい先日も情報公開請求の対象が公文書かどうかの判断に時間を要したため、請求の受理に3カ月かかったことが報道されました。最終的に公開を決定したとのことですが、市民の権利を保障するには、公文書管理条例制定に着手し、行政の透明化と市民の行政参加を進め、信頼回復に努めるべきと考えますが見解をお答えください。

## ⑥総合福祉センター

次に、総合福祉センター整備について伺います。事業者から提案があった京王多摩川駅周辺のまちづくりの理念の一つは「地域共生社会」で、事業者は特に多世代交流を打ち出しています。一方、総合福祉センターはパラハートちょうふの理念、障がい者との共生も目指している施設です。望んで障がいを持った人は誰一人としていませんし、誰でも障がいを持つ可能性があります。障がい者になっても安心して暮らし続けられる街であるために、センター移転が障がい福祉を後退させることになってはなりません。市の責務として、まず市の共生社会実現を目指す思いへの理解と協力を事業者に求めるとともに、駅前に残すべき機能を示し、障がいがある方など多くの利用者の利用継続に不可欠な諸条件が確実に達成されることを利用者に保障してから移転の是非について議論すべきです。これまでの進め方では利用者が不安に思われるのは当然ですし、実際に多くの方が利用できなくなることが懸念されます。現段階では移転を決定すべきではなく、一から利用者の参画で進めるべきだと考えます。見解をお答えください。

## ⑦子宮頸がん予防

次に子宮頸がん予防について伺います。4月からHPVワクチンの積極的勧奨が再開される予定ですが、子宮頸がんは、前がん病変に気づくことで予防が可能なガンであり、前がん病変の早期発見と適正な治療が何よりも重要です。定期的な検診が必須であり、特に子宮頸がん罹患率が低下している諸外国で主流となりつつあり、子宮頸がんをほぼ撲滅している出雲市が導入しているHPV検査との併用が有効です。市もセルフチェックキットの試験的導入を予定しているとのことですが、市の今後の子宮頸がん予防の取組みの方向性についてお答えください。

## ⑧ゲノム編集食品

次に子どもの食の安全保障のために、市のゲノム編集食品に対する認識を伺います。2020年末にアミノ酸の一種、GABAを多く含むトマトがゲノム編集農産物第一号となり、昨年9月には苗の一般販売が始まりました。いわゆる「遺伝子組み換え」食品とは異なり、ゲノム編集食品は元々ある遺伝子を切って働かなくさせたもので、安全性審査も表示義務もありません。GABAトマトの苗は、オフターゲットと呼ばれる、意図した遺伝子以外への影響による弊害や、人体、生態系への影響といった安全性も検証されないまま、一部企業から今年は福祉

施設へ、来年からは小学校への無償提供が計画されている他、加工品はすで市場に出回っています。予防原則に立ち、市内の福祉施設、学校や学童農園などでゲノム編集トマトの苗の提供を受けないよう求めるとともに、ゲノム編集食品の加工品を給食で提供しないよう強く求めます。見解をお答えください。

## ⑨子どもの権利

次に、子どものウェルビーイング、幸せを実現するために市の見解を伺います。昨今、あらゆる場面でこどもの健やかな育ちを脅かしている諸問題は、調布市も例外ではありません。貧困層、周辺層の家庭の子どもたちやヤングケアラーの問題。市でも過去に市内小学校に勤務していた元教員が子どもの下半身を盗撮して逮捕された事件があり保護者を震撼させましたが、子どもへの性暴力も深刻な問題です。保育施設での不適切な保育や、増加の一途を辿る不登校児童・生徒。それ以外にも校舎増築で校庭が狭くなり、休み時間の校庭利用を制限される小学生もいますし、家の近くに公園がない地域もあります。コロナ禍での多くの制限による育ちへの影響も深刻です。調布の子どもたちは今幸せでしょうか。一度しかない子ども時代の育ちを支える臨機応変な施策展開を進めるために、まずは子どもの生活実態調査を早急を実施することを求めます。

また、子どもの権利について認識を深め、子ども条例を改訂することを求めます。計画行政の重要性は理解するところですが、基本構想4章にも「時代の変化に柔軟に対応し、不断に見直しを行う」とあります。特に子どもは、対策が進まない間にも成長し、あっという間に大人になることから、対策が急がれます。特に今、市内の子どもにとって重要なのは、子ども自身が気持ちや意見を表明でき、それを受け止めてもらえる仕組みや場所を作ることだと考えます。具体的には、受けている行為がいじめや虐待であること、自分はケアラーであることなどに子ども自身が気づき、SOSを発信することです。それにはCAPプログラムなどを通して子どもが自らの人権意識を育み、NOを発信する力を養うことが重要です。子どもの訴えを受け止める第三者機関である子どもオンブズパーソンの配置や、ヤングケアラーが悩みを共有できる校内の集いの場の設置など、子どもに寄り添った取組みを具体化するためにも、市が子どもの権利について真剣に学び、子どもと共に子ども条例を改訂すること求めます。見解をお答えください。

## ⑩地球温暖化対策

最後に地球温暖化対策への取り組み姿勢について伺います。産業革命以前か

らの気温上昇を+1.5 度に抑えるというパリ協定の努力目標達成に向け、2050年までに温暖化ガス排出量を実質0にするべく、事実上のタイムリミットである2030年までにCO2排出量50%減を目指し各国が具体的な取組みに着手しています。しかし、2030年の目標達成には、2025年までにCO2の排出量削減開始が必須だと言われていることから、昨年、ATO4NENという民間団体が発足し、気候危機の現状と具体的な行動の必要性を広く訴えているところです。この危機感  
は庁内で共有されているでしょうか。

市では福島第一原発の事故を機に公共施設の屋根貸し事業に着手しましたが、この10年、電気の地産地消への取組みは進まず、発電される電気は売電されてきました。また、市もやっと電力調達に係る2環境配慮方針を設定しましたが、結果的に新年度は市庁舎を含め、高圧受電をしている14の公共施設で化石燃料エネルギーによる電力を使い続ける予定です。命を守るために必要なものとして再生エネルギー電力調達にかかる経費を計上し、再生可能エネルギー100%を実現するよう求めます。

市内緑被率も目に見えて低下しています。みどり基金の用途を可視化し、市民の協力をもっと積極的に求めるべきです。古木伐採後の植樹を見据えて深大寺の苗圃を活用し、植樹の際は少しでも大きな苗木を植える、街路樹が根を張るのに十分な土を地下に用意して値上がりを防ぐなど、グリーンインフラの視点に立った街路樹管理で強剪定を可能な限り避ける、誕生樹を配布するなど1市民の協力も広く得る工夫を重ね、緑被率回復に市全域で取り組むべきです。市民活動との連携による環境教育の推進も重要です。他自治体との課題・情報・戦略共有による脱炭素のネットワーク作りも含め、脱炭素先行地域計画を策定し、強力にカーボンニュートラル実現に向けた取組みを進めることを求めますが、見解をお聞かせください。

## <市長答弁>

ただいま生活者ネットワークの木下安子議員より多岐にわたり御質問をいただきましたので、順次お答えします。

初めに、**外環事業**で発生した市道等の陥没・空洞への対応についてお答えいたします。

私はこれまでも、事業者側のトップに対し直接、本事故の対象となられた地域住民の方々が、本件に対して大きな不安と強い憤りの気持ちを有しておられるのは当然だと申してまいりました。その気持ちは、事故が発生した直後から

一貫して持ち続けているものであります。

その思いの下、市は、市民の不安の声を事業者に伝えるとともに、市民の安全・安心の確保について対応を求めてきました。そして、2度にわたり、市議会と連名で緊急要請を事業者に発出いたしました。

こうした中で、昨年末には、陥没事故を踏まえ、大泉ジャンクション及び（仮称）中央ジャンクションから発進するシールド工事の再発防止策が取りまとめられました。そして、本年1月には、事業者から今後の対応方針が示されたところですが、市は、市域における最優先事項は、陥没箇所周辺における安全・安心の確保と不安払拭に向けた取組であると認識しており、2月には、家屋解体工事や地盤補修工事等におけるモニタリング測定の実施のほか、引き続き、地域住民に対する丁寧な説明と対応について要請いたしました。

直近では、一部区間の工事差止め仮処分の決定がなされましたが、国などの事業者において対応を検討するものと認識しており、市としてはその状況を注視しているところです。また、地盤補修の対象範囲外からの問合せに対しても、事業者において個別事情に応じた可能な対応を図っているものと認識しております。

今後、事業者により、緩んだ地盤の補修や補償に向けた対応が本格的に始まるものと認識しておりますが、市民の生活環境を守る立場である地元市としては、地域住民が不安に感じている内容を確認し、事業者に伝えるとともに、一人一人の住民に寄り添った誠意ある対応を行っていくことを引き続き事業者に強く求めてまいります。

国は、今回の事故報告書を取りまとめた東京外環トンネル施工等検討委員会  
有識者委員会とは別に、シールドトンネル施工技術検討会を令和3年9月に設置しています。市としては、この検討会の中で、東京外かく環状道路の陥没・空洞事故に関する発生原因やメカニズム、再発防止対策の具体的な検討状況等について、ヒアリングがなされていることを確認しております。

いずれにしましても、陥没・空洞事故に関する原因究明や、それに必要な調査及び再発防止策などの検討や検証は、その体制も含めて事業者の責任において行うものと考えており、その動向を注視してまいります。

次に、**人権尊重**における市の取組についてお答えします。

誰もが個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現は、社会が一体となって取り組むべき重要な課題であると認識しています。今年度に策定する

第5次調布市男女共同参画推進プランにおいて、市は人権の尊重はもとより、多様性を認め合う社会づくりを基本目標の1つに掲げ、市民一人一人の人権が尊重され、多様な生き方、暮らし方ができる社会の形成に取り組んでいくこととしています。

また、男女共同参画の視点にとどまらず、**多様な性**の在り方の尊重など、人権を取り巻く課題が多様化、複雑化している状況に鑑み、次期総合計画の策定過程においても、市民意見の把握に努めながら社会の変化に適切に対応していく必要があると認識しています。

こうした人権尊重の理念を広く浸透させていく上で、性的マイノリティーへの理解を促進することの重要性は、一層増すものと考えております。

現在、同性パートナーシップ制度の導入が各自治体において広がりを見せるなど、社会環境が変化している状況にあり、東京都においてもパートナーシップ宣誓制度の創設に向けた取組が進められています。

市は引き続き、東京都や国全体の動向を注視しつつ、性的マイノリティーの方々の状況や必要な配慮などを把握した上で、その課題整理や体制整備などを図り、同性パートナーシップ制度の導入に取り組んでまいります。

次に、**男女共同参画社会の実現**に向けた取組についてです。

女性の参画を促進するため、私からのメッセージ、女性の視点を市政へを発信し、外部団体に市の審議会や委員会における委員の推薦を依頼する際には、女性委員の推薦に配慮をお願いしております。また、市職員が参画する審議会等においても、女性参画が図られるよう継続して取り組んでいます。

また、市における女性職員の登用については、これまでの人事配置や昇任試験制度の見直しなどの取組により、係長職に占める女性職員の割合は、他市と比べて高い比率となっております。課長職以上の女性職員の割合については、目標の20%には至っていないものの、令和3年度は15.7%と前年度から上昇していることから、一定の成果を上げているものと認識しております。

女性職員のキャリアアップ意欲を減退させる要因の1つとして、長時間労働の常態化が挙げられることから、市は、全ての職員に限られた時間の中で十分に能力を発揮できるよう、調布市職員の意識改革・働き方改革推進に関する方針に基づき、長時間労働の是正や多様な働き方を推進しています。あわせて、職層別の研修等を通じた女性職員の活躍推進に関する理解をより一層進める取組など、職場環境の整備を進めているところです。



本年度は、次期人材育成基本方針及び次期特定事業主行動計画の策定に向け、全職員を対象としたアンケートを実施したところです。今後は、アンケート結果や庁内プロジェクトチームの意見も集約しながら、育児や介護など、勤務時間に制約がある職員を含め、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に向け、必要な取組を計画に位置づけ、推進してまいります。

次に、**参加と協働のまちづくり**についてお答えします。

市政を取り巻く諸課題への対応のほか、多様化、複雑化する市民ニーズにきめ細かに対応するため、市民の皆様と共に考え、共に力を合わせ、市民が主役のまちづくりを推進することが重要であると認識しております。

市は、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例において、市政経営の基本的な考え方の1つとして、参加と協働のまちづくりを位置づけています。

また、市民参加や協働に関する取組は、市民参加プログラムをはじめ、市民参加手続ガイドライン、協働推進ガイドブックに基づき実践するとともに、参加と協働の前提となる市政情報の市民との共有を図るため、積極的な情報提供にも努めております。

現在の取組の一例として、基本構想策定推進市民会議では、ワークショップ形式で公募市民と職員が共に意見を交わしながら次期基本構想の策定に向けて議論を深めております。

今後は、市民会議が主体となった市民向けの中間報告会のほか、自治会や地区協議会など、地域の団体との意見交換の場、市民意識調査、パブリックコメント手続等、様々な機会を通じて、より多くの意見の把握に努めてまいります。

次に、**情報公開、公文書管理、個人情報保護**の現状に対する課題認識についてです。

市は、公文書管理法が施行される以前から、調布市文書管理規則を施行し、市役所内部の効率的な事務の執行及び情報公開制度の円滑な運用を図っております。

昨年11月に発覚した、市政情報公開請求手続の過程における不適切な個人情報の取扱事案に関して、調布市情報公開審査会及び調布市個人情報保護審査会において御意見をいただいたところです。その中で、電子メールの取扱いについて統一ルールを定め、今後、時代に即した運用を図るべきとの御指摘がありました。

市としては、今後、両審査会でいただいた御意見や国の動向を踏まえ、引き続き、規則に基づく文書の適正な管理に取り組む中で、デジタル時代に即した適切な公文書管理、運用となるよう、規定の整備に取り組んでまいります。

次に、**総合福祉センターの整備**についてお答えします。

総合福祉センターは、先月取りまとめた整備に関する考え方に基づき、京王電鉄株式会社から市にまちづくり提案のあった京王多摩川駅周辺地区へのセンター機能の移転、更新に向けた取組を進めております。

総合福祉センター機能の移転、更新に向け、市はこれまでも、時機を捉えて関係団体や利用者等の皆様に説明を行い、様々な御意見や御要望を伺ってきました。今後においても、新たに開催するセンター移転後の機能や設備に関する検討会や関係団体等との意見交換の場において、内装、設備等に加え、施設へのアクセシビリティ、京王多摩川駅舎の利便性向上、さらには調布駅周辺に確保する福祉機能についての御意見や御要望等を把握しながら、具体的な整備内容の検討に着手するなど、令和7年度中の移転を目途に取り組んでまいります。

また、新たな総合福祉センターの整備に当たっては、地域共生社会の充実に向け、地域に開かれた親しみやすい総合的な福祉の拠点となるよう、引き続き利用者や関係団体、地域住民等の御理解をいただきながら取組を進めてまいります。

次に、**子宮頸がん対策**についてお答えします。

子宮頸がん検診を受け、早期発見することががん対策として有効です。近年は、子宮頸がんの原因の1つであるヒトパピローマウイルスに感染しているかどうかを確認する検査も有効とされております。この検査は、自己採取した検体を郵送するものであるため、婦人科受診に抵抗のある若年世代の受診のきっかけになると考えております。

引き続き、受診の啓発に取り組むとともに、令和4年度から新たに開始する子宮頸がんリスク検査に関するモデル事業についても、検査の対象とする若年世代に対して個別案内を郵送し、検査の活用促進を図ることで、子宮頸がん検診の受診率向上に努めてまいります。

次に、**ゲノム編集食品**についてお答えします。

市内の公立小学校では、法に規定された栄養価や衛生管理の基準に基づき、学校長の管理の下、専門知識を有する栄養士が献立の作成及び食材の選定を行

っています。特に食材の選定については、市教育委員会で定める学校給食物資食材取扱基準に基づき、産地が確認できるものや遺伝子組換えのないものを使用するとともに、食品取扱事業者を通じて原材料を確認するなど、安全・安心な学校給食の提供に取り組んでいます。

市内の学校、学童農園及び福祉施設では、ゲノム編集トマトの苗の提供を現時点で受ける予定はありません。

今後も、新たな技術を活用したゲノム編集食品などについては、国や他自治体等の動向を注視するとともに、専門的知見を有する多様な主体と連携を図りながら正しい情報を収集し、安全・安心な食の提供に努めてまいります。

次に、**子どもの権利保障**の視点についてです。

いじめ、虐待に至る要因は、様々な情報や環境があると思われませんが、まずは、いじめ、虐待に関する私の気持ちをお伝えし、皆様と一緒に防止することができないかと考え、子どもたちとその保護者の皆様、関係者の皆様へ、昨年末にメッセージをお伝えしたところです。

いじめ、虐待は、あってはならない事案ではありますが、どこでも起こり得る事案でもあります。だからこそ、日常生活における思いやりや気づきの大切さをいま一度、皆様と共有することが重要であると思ひ、メッセージに託したところでもあります。

コロナ禍における子育て世帯への影響については、令和3年7月から実施した調布っ子応援プロジェクト第3弾の中でアンケートを実施し、その把握に努めました。

また、市として、子どもや若者の意見を聞き、市政に生かしていくことは重要であると認識しております。具体的には、子どもたちのまちづくりへの参加意識を高めることを目的に、自由で夢のある意見の発表の場として、小学生を対象とした調布っ子夢発表会を開催しております。毎年7月には、法務省の提唱する社会を明るくする運動を展開し、運動の趣旨に沿った中学生意見発表会などを行っています。

市内の公立小・中学校では、SOSの出し方に関する教育、性暴力、性犯罪の被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないようにする生命の安全教育にグループワークやロールプレイングの手法を取り入れるなど、工夫して取り組んでいます。また、エンパワーメント教育やCAPプログラムについては、学習指導要領や東京都が示す安全教育の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりま

す。

なお、調布市子ども条例では、その基本理念として、子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるとのまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むことを掲げています。

引き続き、子ども条例に基づき、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努め、差別、暴力、その他の人権侵害から守られるよう、市は、子どもとその家庭への支援に関する施策を総合的に推進してまいります。

最後に、**気候変動危機**についてです。

市は昨年4月、国が目指すカーボンニュートラルの取組と連動し、将来に向けて安定した気候に育まれた生活や文化を継承していくため、市議会と共同でゼロカーボンシティ宣言を行ったところです。

気候変動をめぐる世界的な動向や市が取り組む地球温暖化対策については、市報やホームページのほか、環境啓発イベント、環境学習など、様々な機会を通じて市民に発信してきました。職員に対しても、これまで以上に環境意識の啓発を行い、一人一人が率先的な行動が取れるよう、取組を進めております。

市は、再生可能エネルギーの普及促進、停電時の電力確保、売電収益の一部を市や市域の環境施策等に活用することを目的として、市内34の公共施設で実施している屋根貸しによる太陽光発電事業で発電した電力を、多摩川自然情報館で使用する電力とする地産地消型の再生可能エネルギー100%電力調達事業を開始したところです。

あわせて、ふるさとのみどりと環境を守り育てる基金に対するさらなる寄附の促進に向け、市は基金の目的、財源、活用事業等を広く周知し、多くの方々の御協力が得られるよう努めてまいります。

調布市地球温暖化対策実行計画の区域施策編において、市は、長期目標として2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすること、中期目標として2030年度に二酸化炭素排出量を2013年度比で40%削減するという目標を定めました。

脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業者と協働し、共に意識を変えていくことが肝要であります。そのため、市として、太陽光発電設備取付けへの支援やシェアサイクル事業などの展開はもとより、国や東京都の新たな取組との連携を図り、環境配慮型の行動変容を促進する取組を進めてまいります。

また、都内の全市区町村が連携して取り組むみどり東京・温暖化防止プロジェクトを通じた自治体間の連携を活用し、市は環境施策の推進につなげていきます。あわせて、市民や団体、事業者等と連携した環境教育や環境啓発事業を通じて、環境保全に取り組む人材を育成するなど、環境活動の輪をさらに広げてまいります。

以上、生活者ネットワークの木下安子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。